

改正派遣法に基づくマージン率の公開

対象期間：2024 年 3 月 1 日～2025 年 2 月 28 日

平成 24 年 10 月 1 日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主（当社）は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率）を公開することが義務付けられました（法第 23 条第 5 項）。このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

（小数点以下一位未満を四捨五入する）

※マージンには、営業利益以外に法定福利費、その他経費（福利厚生費、有給休暇取得、労務管理費、事務所費、光熱費、車両費等）なども含まれております。

派遣労働者の人数：105 名（2025 年 6 月 1 日時点）

派遣先の数：20 社（2025 年 6 月 1 日時点 派遣先事業所数 実数）

派遣料金の平均額：17,082 円/8 時間

賃金の平均額：11,525 円/8 時間

マージン率：32.5%

教育訓練に関する事項：新規採用訓練、個人情報取扱講座、段階別研修他

福利厚生に関する事項：定期健康診断他

【派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定の締結】

締結している（対象派遣労働者：当社で雇用する派遣労働者全員）

労使協定の期間（～令和 8 年 3 月 31 日）

派 27-304356

株式会社キャリアスタ